

令和5年度リハビリテーション地域活動支援 実施要領

1 目的

障害や加齢等により日常生活に支障がある方が、住み慣れた地域で自立度高く生活できるように、市町において実施される保健・福祉に関する事業に対して技術支援を行い、事業の質の向上を図るとともに、保健、福祉、教育、就労機関等からの障害児や障害者および高齢者のリハビリテーションに関する相談に対して専門的な対応を行うことにより支援する。

2 実施主体

石川県リハビリテーションセンター

3 実施内容

(1) リハビリテーション相談・支援

下記の機関等からの個別支援に関する相談に対し、リハビリテーション専門職等が生活機能全体の向上に向けた専門的な技術支援等を行う。

イ 支援対象機関

- (イ) 市町の保健・福祉担当課
- (ロ) 基幹相談支援センター
- (ハ) 障害児・者相談支援事業所
- (ニ) 教育機関
- (ホ) 障害福祉サービス施設・事業所
- (ヘ) 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所
- (ト) 介護サービス施設・事業所
- (チ) 医療機関、訪問看護ステーション
- (リ) その他、所長が必要と認めた機関

ロ 実施内容

- (イ) 機能面、発達面の評価に関すること
- (ロ) 日常生活や生活関連動作への支援、介助方法に関すること
- (ハ) 福祉用具や補装具の選定・適合に関すること
- (ニ) 住宅改修、住環境整備に関すること
- (ホ) 教育的リハビリテーション、職業的リハビリテーションに関すること
- (ヘ) その他、必要とされる支援

(2) 市町等事業支援

市町(市町からの事業の委託を受けた団体を含む)および施設・事業所(以下「市町等」という。)が実施する保健・福祉に関する事業に対してリハビリテーション専門職等を派遣し、専門的な助言・協力による技術支援を行う。

イ 支援対象事業

(イ) 市町等が行う保健・福祉・介護予防事業

(ロ) その他、所長が必要と認めた事業

ロ 実施内容

(イ) 個別支援計画などのマネジメントに関する助言

(ロ) 事業従事者等への研修や勉強会の講師

(ハ) 適切なサービスや関係機関につなぐ等の情報提供

(ニ) 事業の効果的な実施に必要な情報提供

(ホ) 事業の企画・立案及び事業評価に対する支援・助言

(ヘ) 施設等のバリアフリー化および福祉機器の導入に関すること

(ト) その他、必要とされる支援

4 実施方法

(1) 依頼方法

支援を依頼する場合は、事前に電話等にて連絡の上、相談内容の確認を行い、様式1によりリハビリテーションセンター宛に申込用紙を提出するものとする。

(2) 支援方法

支援内容に応じ、医師、理学療法士、作業療法士、リハビリテーション工学技師等が、訪問、来所、電話等(電子メール、FAX、オンライン)にて相談・支援等を実施する。

他の専門技術者の知識が必要な支援の場合は、分野別技術者活用事業による多分野の専門技術者と連携した相談・支援を実施する。